**○農林水産省告示第二千二百二十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道厚岸郡浜中町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県雲仙市国見町神代丁字上野七七一、七七二の一、七七三、七七五の一、七七五の四、七七五の五、七七五の一〇、七七六の一、七七七の一、七七八の一、字赤松七八一の一、七八一の六三から七八一の六六まで、字灰木七八二の一、七八二の四から七八二の六まで、字三岳七八三の一、七八三の一二から七八三の一四まで、七八三の一九から七八三の二二まで、字免場七八四の一、七八四の四、七八四の六、七八四の八、七八四の九、国見町神代辛字野中一〇三六、一〇三七、一〇四〇の二、字赤原頭一四三四、字灰木一四三六の一（次の図に示す部分に限る。）、一四三五の一、一四三六の三、一四三六の四、字忠駄一四三七の二、字河内一四三八、一四七八、字奥山一五〇七の一、一五〇七の三、一五〇七の一〇、一五〇七の一五、一五〇七の一六、一五〇七の一九から一五〇七の二七まで、字免場一五〇八の一、一五〇八の三、一五〇八の五、一五〇八の六、一五〇八の九、字東原野一五〇九の二、一五〇九の一九、一五〇九の二〇、瑞穂町西郷丁字奥山一九二三の一九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び雲仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

1　立木の伐採を禁止する。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百三十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市東山町田河津字比良根七一の一六（次の図に示す部分に限る。）、七一の一二六、七一の一二八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百三十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字長根九〇の一八（次の図に示す部分に限る。）、九〇の一、九〇の四から九〇の一七まで、九〇の二〇から九〇の二八まで、九〇の三二から九〇の四六まで、九〇の六九から九〇の七三まで、九〇の七六、九〇の七七、九〇の九三、九〇の九四、九〇の九六から九〇の一〇〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千二百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百二十四号（二に係るものに限る。）